

令和7年度奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における事前要望調査について

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業	非常用自家発電設備整備（※5）	給水設備整備（※5）	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
			補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額
		補助上限：9,710円/m <sup>2</sup> （※1） 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/m <sup>2</sup> 補助下限：なし (ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)	
定員規模30人以上の施設等	都道府県	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、按分計算が必要。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、按分計算が必要。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、按分計算が必要。	○	○
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	○	○	○	○	○
		③ 介護老人保健施設	—	○	○	○	○	○
		④ 介護医療院	—	○	○	○	○	○
		⑤ 養護老人ホーム	—	○	○	○	○	○
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	○	○
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	○	○
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	○	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	○	—
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	○	—
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	○	—

※1 1,000m<sup>2</sup>未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300m<sup>2</sup>未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500m<sup>2</sup>未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上。

※4 宿泊を伴うもののうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うものに限る。

電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であること。

設置場所については、浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。